

令和6年11月8日

お客さま各位

静清信用金庫

業務規程等の一部改正のお知らせ

株式会社全銀電子債権ネットワーク（以下「当会社」という。）の業務規程および業務規程細則が一部改正されますので、お知らせいたします。

1. 改正日

令和6年11月18日（月）

2. 業務規程等の改正点

でんさいライト（※）のリリースに伴う以下の改正

- （1）当会社への直接請求チャネルの追加・チャネル移行等
- （2）利用申込

でんさいライトの利用契約については、当会社から利用開始通知を送付することを反映するため、業務規程第13条第3項を改正。

- （3）サービス仕様

決済口座、サービス提供時間ほかでんさいライトの仕様の反映。

- （4）手数料

利用者がでんさいライトによる請求の手数料を当会社へ支払うことを規定するため、業務規程第61条第2項を改正。

※当金庫におけるでんさいライトの取扱は未定です。

3. 業務規程等の改正箇所

各新旧対照表をご確認ください。

- ・ [業務規程新旧対照表](#)
- ・ [業務規程細則新旧対照表](#)

以上